

防衛省訓令第47号

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第22条第8号及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第2項の規定に基づき、自衛隊情報保全隊に関する統合幕僚監部の所掌事務並びに自衛隊情報保全隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の行う職務を定める訓令を次のように定める。

平成21年7月29日

防衛大臣 浜田 靖一

自衛隊情報保全隊に関する統合幕僚監部の所掌事務並びに自衛隊情報保全隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の行う職務を定める訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 令和4年3月15日省訓第10号

改正 令和6年8月30日省訓第301号

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省設置法第22条第9号の規定に基づく統合幕僚監部の所掌事務並びに自衛隊情報保全隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の行う職務を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報保全業務 情報業務の実施に関する訓令（令和6年防衛省訓令第291号。以下「情報業務訓令」という。）第2条第2号に規定する情報保全業務をいう。
- (2) カウンターインテリジェンス 情報業務訓令第2条第3号に規定するカウンターインテリジェンスをいう。

（統合幕僚監部の所掌事務）

第3条 統合幕僚監部は、防衛省設置法第22条第1号から第8号までに掲げる事務のほか、自衛隊情報保全隊の隊務に関する事務（陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の行う職務）

第4条 自衛隊情報保全隊の運用に係る防衛大臣の指揮は統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は統合幕僚長が執行するほか、統合幕僚長は、情報業務訓令第9条に規定する自衛隊情報保全隊の運営の基本方針（次項において「運営の基本方針」という。）に基づき、次の各号に掲げる隊務について、同隊に対する防衛大臣の指揮監督についての職務を行うものとする。

- (1) カウンターインテリジェンスに資する情報に係る隊務

(2) 統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）における情報保全業務に資する情報（カウンターインテリジェンスに関するものを除く。次項第1号から第3号までにおいて同じ。）に係る隊務

2 次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める幕僚長は、運営の基本方針に基づき、自衛隊情報保全隊に対する防衛大臣の指揮監督についての職務を行うものとする。

(1) 陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁における情報保全業務に資する情報に係る隊務 陸上幕僚長

(2) 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）における情報保全業務に資する情報に係る隊務 海上幕僚長

(3) 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）における情報保全業務に資する情報に係る隊務 航空幕僚長

(4) 前項各号及び前3号に掲げる隊務以外の隊務 陸上幕僚長

（統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長による協議）

第5条 統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が前条第1項各号及び第2項各号（第4号を除く。）の規定に基づき職務を行う場合には、必要に応じ、他の幕僚長と協議するものとする。

2 陸上幕僚長は、前条第2項第4号の規定に基づき次の各号に掲げる事項に関する職務を行う場合には、統合幕僚長並びに海上幕僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

(1) 自衛隊情報保全隊の組織及び定員に関すること。

(2) 自衛隊情報保全隊の業務計画の作成に関すること。

(3) 自衛隊情報保全隊の予算に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、自衛隊情報保全隊の管理及び運営に関し重要と認められる事項に関すること。

（委任規定）

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が、関係する他の幕僚長と協議して定める。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年8月30日から施行する。